

令和 2 年 3 月 5 日

教職員 各位

学長代行 林田 俊一郎

新型コロナウイルスに関する対応等について

新型コロナウイルス感染症への対策及び罹患した場合の対応方法等について、お知らせします。

1. 教職員は、感染防止の徹底に努めることとします。
インフルエンザなど種々の感染症を含めた予防と同じように、普段から咳エチケット（マスクの着用等）手洗い等の感染症対策を励行してください。
また、人混みの多いところは、できれば避けるなど、感染予防に努めてください。
2. 海外への渡航について
 - ①教職員は、外務省海外安全ホームページ(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)に記載されている最新の危険レベルに従って海外への渡航を検討してください。（参考参照のこと）

※「危険レベル」について
＜レベル 1＞十分注意して下さい。
＜レベル 2＞不要不急の渡航は止めて下さい。
＜レベル 3＞渡航は止めて下さい。（渡航中止勧告）
＜レベル 4＞退避して下さい。渡航は止めて下さい。（退避勧告）
【参考】新型コロナウイルスの渡航レベルは、先に記載した「外務省海外安全ホームページ」に特設サイトが設けられており、渡航中止勧告には十分ご注意ください。
 - ②教職員は、上記①の外務省海外安全ホームページの最新情報と渡航の必要性を十分に検討し、渡航を行う場合は、できるだけ早めに大学事務部（庶務会計課）にご連絡いただくようお願いします。
 - ③すでに中国など新型コロナウイルスの感染に伴う危険レベル 2 以上の勧告がなされた地域に渡航してしまった場合は、帰国後 14 日間は自宅待機とし、帰国日から

14 日以内に発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状が発症した場合は、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどして、速やかに以下の対応をお願いします。

3. 新型コロナウイルス感染が疑われる場合(海外渡航の有無を問わない)

①相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- ア 発熱等の風邪症状が見られるときは、出勤をやめ、外出を控えてください。
- イ 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定し記録を残してください。

②帰国者・接触者相談センターへの相談をする目安

以下のいずれかに該当する場合は、
「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

★風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様です。)

★強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

◇次の疾患等に該当する方は重症化しやすいため、上記の状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに相談をお願いします。

・ 糖尿病,心不全,呼吸器疾患(COPD 等)の基礎疾患がある方や人工透析を受けている方

・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を服用中の方

◇妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに相談して下さい。

◇お子様をお持ちの方について、小児は現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、この目安どおりの対応をお願いします

◇現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときは、通常同様、かかりつけ医等にご相談下さい。

【熊本県内の帰国者・接触者相談センター】 24 時間対応

○設置場所(電話番号)

熊本市保健所(096-372-0705 096-364-3222)

有明保健所(0968-72-2184)

水俣保健所(0966-63-4104)

宇城保健所(0964-32-1207)

阿蘇保健所(0967-24-9030)

山鹿保健所(0968-44-4121)

人吉保健所(0966-22-3107)

八代保健所(0965-33-3229)

御船保健所(096-282-0016)

菊池保健所(0968-25-4138)

天草保健所(0969-23-0172)

【県庁相談窓口】 受付時間:9 時～19 時

熊本県庁健康危機管理課(096-333-2256 ※一般的な相談対応のみ)

③帰国者・接触者相談センターに受診を勧められた場合

1. 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診して下さい。
また、複数の医療機関を受診することは控えて下さい。
2. 医療機関受診の際はマスク着用のほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使い口や鼻をおさえる)を徹底して下さい。

④ 本学への連絡

教職員は、上記③に該当する場合、もしくは上記②の症状により直接、かかりつけ医を受診してしまった場合は、至急下記の要領にて大学あて連絡をお願いします。

※連絡方法:メールによる連絡(メールが利用できない場合は電話)

送信先:庶務会計課 shomuk@shokei-gakuen.ac.jp 096-362-2011

連絡項目:メール等で次の内容を報告して下さい。

- 所属
- 氏名(姓名)
- 症状(3-②で記載の★の症状などを簡潔に報告)
- 相談センターへの連絡の有無(相談した場合は相談した日)
- 医療機関の受診先(医療機関名、受診日または受診予定日)
- 医療機関の受診結果
- 緊急連絡先(電話、本件の確認等に使用します。)

【本件に関わる問い合わせ先】

担当部署:九品寺キャンパス庶務会計課

担当者名:鶴田 範昭

電 話:096-362-2011 (内線 322)

e-mail : shomuk@shokei-gakuen.ac.jp

【参考】近隣国の感染症危険レベル(令和 2 年 3 月 5 日現在)

～引用先: 外務省海外安全ホームページ(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)～

○中華人民共和国・香港

- 湖北省全域(レベル 3)
- 浙江省温州市(レベル 3)
- 上記以外の中国国内(レベル 2)

○大韓民国

- 慶尚北道安東市(レベル 3)
- 大邱広域市、慶尚北道慶山市、氷川市、
漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡、軍威郡(レベル 3)
- 上記以外の慶尚北道(レベル 2)
- その他の地域(レベル 1)